

審議第2号 コミュニティバス「坂東号」の停留所名の変更について（案）

コミュニティバス「坂東号」の停留所名を変更する。

坂東市役所新庁舎が昨年11月に開庁し、従前の岩井庁舎・猿島庁舎の「分庁舎方式」から「本庁舎方式」になったこと、及び商工会猿島支所の機能移転により、跡地に「こども発達センター「にじ」」が設置されたため、コミュニティバスのバス停留所名を次のとおり変更する。

■停留所名変更

	変更前	変更後	変更理由
①	岩井庁舎 ⇒	<u>坂東市役所</u>	新庁舎開庁により「本庁舎方式」になったため。
②	猿島庁舎 ⇒	<u>さしま窓口センター</u>	
③	商工会猿島支所⇒	<u>こども発達センターにじ</u>	商工会猿島支所の機能移転により、跡地に「こども発達センター「にじ」」が設置されたため。

■停留所名変更日（予定） 平成29年9月16日（土）